

市区町村別集計項目(推進体制等)

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						33	41	29			60					
20	201	長野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日	0	みとめあい ささえあい21 第四次長野市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日	0	第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	203	上田市	人権男女共生課	1	1	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日	0	第3次上田市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	204	岡谷市	企画課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日	0	男女共同参画おかやプランVI	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	205	飯田市	男女共同参画課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日	0	第6次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだプラン」	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	206	諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	1	2	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日	0	諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪プラン6」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	207	須坂市	男女共同参画課	1	1	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日	0	第五次須坂市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	0	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日	0	男女共同参画こもろプラン7	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	209	伊那市	文化交流課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日	0	第3次伊那市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日	0	駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート5」	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	211	中野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日	0	第3次中野市男女共同参画計画共にい	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
20	212	大町市	まちづくり交流課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日	0	大町市第3次男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	0	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日	0	いいやま男女共同参画プラン21(第4次飯山市男女共同参画計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	214	茅野市	茅野市家庭教育センター	2	2	0	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日	0	第3次茅野市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	215	塩尻市	社会教育スポーツ課	1	2	0	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日	0	塩尻市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日	0	第3次佐久市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
20	218	千曲市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日	0	第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日	0	東御市男女共同参画推進基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	220	安曇野市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	安曇野市男女共同参画推進条例	2008年12月25日	2009年1月1日	0	第3次安曇野市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	0	0				0					0
20	304	川上村	総務課	1	2	0	0				2					0
20	305	南牧村	南牧村教育委員会事務局	2	2	0	0				2					0
20	306	南相木村	住民課	1	2	0	0				0					0
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	0	0				0					0
20	309	佐久穂町	住民税務課	1	2	0	1				2	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	321	軽井沢町	軽井沢町教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	軽井沢町第3次男女共同参画計画 きらめきプラン3	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	323	御代田町	企画財政課	1	2	0	0				1					1
20	324	立科町	教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0	立科町男女共同参画長期プランIV	2020年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	349	青木村	住民福祉課	1	2	0	1				0	青木村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	350	長和町	教育課	2	2	0	0				0	長和町男女共同参画計画	2007年4月 ~ 2022年3月	0	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
							有			無	有			無			
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
20	361	下諏訪町	総務課企画係	1	2	1	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	362	富士見町	生涯学習課	2	2	0	0	0	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		富士見町男女共同参画「すずらんVパートナーシップふじみ」	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0	
20	363	原村	生涯学習課	2	2	0	1	0				0	原村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1	
20	382	辰野町	生涯学習課	2	2	1	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	383	箕輪町	企画振興課	1	2	1	1	1	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第2次箕輪町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	384	飯島町	飯島町教育委員会	2	2	1	1	0				0	飯島町男女共同参画プラン5	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	385	南箕輪村	教育委員会事務局	2	2	1	1	0				0	第4次南箕輪村男女共同参画行動計画	2017年3月15日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	386	中川村	中川村教育委員会事務局	2	2	0	0	0				0	第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
20	388	宮田村	宮田村教育委員会	2	2	1	1	0				0	第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	402	松川町	松川町教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1	1	松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第5次松川町男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	403	高森町	総務課	1	2	1	1	0				0	高森町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	404	阿南町	教育委員会 社会教育係	2	2	0	1	0				2	あなん男女共同参画推進計画	2019年6月 ~ 2024年6月	0	1	
20	407	阿智村	協働活動推進課	1	2	0	0	0				0					1
20	409	平谷村	住民課	1	2	0	0	0				0	平谷村男女共同参画推進計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	410	根羽村	住民課	1	2	0	0	2				0					0
20	411	下條村	総務課	1	2	0	0	0				0	第6次下條村総合計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
20	412	売木村	住民課	1	2	0	0	0				0					0
20	413	天龍村	住民課	1	2	0	0	0				0	第6次天龍村総合計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
20	414	黍阜村	教育委員会	2	2	0	0	0				0					0
20	415	喬木村	企画財政課	1	2	0	1	0				0	喬木村男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	416	豊丘村	教育委員会	2	2	1	0	0				0	豊丘村男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	417	大鹿村	住民税務課	1	2	0	0	0				0	大鹿村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	422	上松町	住民福祉課	1	2	0	0	0				0	第6次上松町総合計画	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0	
20	423	南木曾町	もっと元気に戦略室(計画)、福祉係・教育委員会(対応窓口)	1	2	0	0	3				3	第3次南木曾町男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2023年4月1日	1	1	
20	425	木祖村	住民福祉課	1	2	0	0	0				0	木祖村健康福祉計画	2020年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	429	王滝村	福祉健康課	1	2	0	0	0				0					1
20	430	大桑村	総務課 企画財政係	1	2	0	0	0				0					0
20	432	木曾町	企画財政課	1	2	1	1	0				0	きそまち男女共同参画第三次基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	446	麻績村	住民課	1	2	0	0	0				0	麻績村男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	0	
20	448	生坂村	生坂村教育委員会社会教育係	2	2	1	1	0				0	生坂村男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	450	山形村	住民課	1	2	0	0	0				0	第4次山形村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	451	朝日村	総務課 総務人事係	1	2	1	1	1				1	第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	452	筑北村	住民福祉課	1	2	0	0	1				1					1
20	481	池田町	生涯学習課	2	2	1	1	1	笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	482	松川村	松川村教育委員会 社会教育課 社会教育係	2	2	1	1	1	松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日		第4次松川村男女共同参画社会推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
20	485	白馬村	総務課	1	2	0				0	白馬村第三次男女共同参画社会づくり計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
20	486	小谷村	住民福祉課住民係	1	2	0				2					0	
20	521	坂城町	企画政策課	1	2	0				0	第3次坂城町男女共同参画計画(パートナーシップさかき21)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1		
20	541	小布施町	企画財政課	1	1	0	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	543	高山村	人権推進室	1	2	0	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日		高山村男女共同参画社会づくり計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	561	山ノ内町	教育委員会 人権政策室	2	2	1	1				0	第5次やまのうち男女共同参画プラン21	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	562	木島平村	生涯学習課生涯学習係	2	2	0	0				0					0
20	563	野沢温泉村	教育委員会事務局 生涯学習係	2	2	0	0				2					0
20	583	信濃町	教育委員会	2	2	0	0	男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		信濃町男女共同参画社会推進計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	588	小川村	総務課	1	2	0	0				0	小川村男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	590	飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				0	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
20	602	栄村	民生課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5						1	4	4	1	0	5	0	0	
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター		380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1	026-237-8303	026-237-8304	http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/jinken-danjo/		○		○		○		
20	202	松本市	松本市女性センター	パレア松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/kurasi/tiiki/jinken/danjo/parea-matsumoto.html		○	○			○		
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	市民プラザ・ゆう	386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkendanjo/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html		○	○			○		
20	204	岡谷市															
20	205	飯田市															
20	206	諏訪市															
20	207	須坂市															
20	208	小諸市															
20	209	伊那市															
20	210	駒ヶ根市															
20	211	中野市															
20	212	大町市															
20	213	飯山市															
20	214	茅野市	家庭教育センター		391-0002	茅野市塚原1-9-16	0266-73-0888		https://www.city.chino.lg.jp/site/kids/853.html		○	○			○		
20	215	塩尻市															
20	217	佐久市															
20	218	千曲市															
20	219	東御市															
20	220	安曇野市															
20	303	小海町															
20	304	川上村															
20	305	南牧村															
20	306	南相木村															
20	307	北相木村															
20	309	佐久穂町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
20	321	軽井沢町																	
20	323	御代田町																	
20	324	立科町																	
20	349	青木村																	
20	350	長和町																	
20	361	下諏訪町																	
20	362	富士見町																	
20	363	原村																	
20	382	辰野町																	
20	383	箕輪町																	
20	384	飯島町																	
20	385	南箕輪村																	
20	386	中川村																	
20	388	宮田村																	
20	402	松川町																	
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あったかてらす	399-3101	長野県下伊那郡高森町山吹435-5	0265-35-5000	0265-35-5033	https://www.facebook.com/attakaterrace/	○	○			○					
20	404	阿南町																	
20	407	阿智村																	
20	409	平谷村																	
20	410	根羽村																	
20	411	下條村																	
20	412	売木村																	
20	413	天龍村																	
20	414	泰阜村																	
20	415	喬木村																	
20	416	豊丘村																	
20	417	大鹿村																	
20	422	上松町																	
20	423	南木曾町																	
20	425	木祖村																	
20	429	王滝村																	
20	430	大桑村																	
20	432	木曾町																	
20	446	麻績村																	
20	448	生坂村																	
20	450	山形村																	
20	451	朝日村																	
20	452	筑北村																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単 独	複 合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
20	481	池田町															
20	482	松川村															
20	485	白馬村															
20	486	小谷村															
20	521	坂城町															
20	541	小布施町															
20	543	高山村															
20	561	山ノ内町															
20	562	木島平村															
20	563	野沢温泉村															
20	583	信濃町															
20	588	小川村															
20	590	飯綱町															
20	602	栄村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			5					5	5	5	4	1	5	3	2	3		
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター	2004年4月1日	2	3	3,338	○	○	○	○		○				○	男女共同参画サポート事業(講座等支援・優良事業者表彰)
20	202	松本市	松本市女性センター	1999年4月1日	3	0	5,190	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	2006年10月1日	3	1	5,040	○	○	○	○		○	○	○	○		女性団体育成事業、事業者表彰等
20	204	岡谷市																
20	205	飯田市																
20	206	諏訪市																
20	207	須坂市																
20	208	小諸市																
20	209	伊那市																
20	210	駒ヶ根市																
20	211	中野市																
20	212	大町市																
20	213	飯山市																
20	214	茅野市	家庭教育センター	1995年4月1日	1	3	5,112	○	○	○	○		○					子育て中の男性を対象とした講座の開催、男女共同参画推進を行う任意団体のサポートに関する事
20	215	塩尻市																
20	217	佐久市																
20	218	千曲市																
20	219	東御市																
20	220	安曇野市																
20	303	小海町																
20	304	川上村																
20	305	南牧村																
20	306	南相木村																
20	307	北相木村																
20	309	佐久穂町																
20	321	軽井沢町																
20	323	御代田町																
20	324	立科町																
20	349	青木村																
20	350	長和町																
20	361	下諏訪町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）																	
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業												
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他			
20	362	富士見町																		
20	363	原村																		
20	382	辰野町																		
20	383	箕輪町																		
20	384	飯島町																		
20	385	南箕輪村																		
20	386	中川村																		
20	388	宮田村																		
20	402	松川町																		
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月1日	3	2	9,145	○	○	○				○	○					
20	404	阿南町																		
20	407	阿智村																		
20	409	平谷村																		
20	410	根羽村																		
20	411	下條村																		
20	412	売木村																		
20	413	天龍村																		
20	414	泰阜村																		
20	415	喬木村																		
20	416	豊丘村																		
20	417	大鹿村																		
20	422	上松町																		
20	423	南木曾町																		
20	425	木祖村																		
20	429	王滝村																		
20	430	大桑村																		
20	432	木曾町																		
20	446	麻績村																		
20	448	生坂村																		
20	450	山形村																		
20	451	朝日村																		
20	452	筑北村																		
20	481	池田町																		
20	482	松川村																		
20	485	白馬村																		
20	486	小谷村																		
20	521	坂城町																		
20	541	小布施町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究
20	543	高山村															
20	561	山ノ内町															
20	562	木島平村															
20	563	野沢温泉村															
20	583	信濃町															
20	588	小川村															
20	590	飯綱町															
20	602	栄村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち			副市区長数			うち			自治会長数	うち			
							女性市区長数	女性比率(%)	女性副市区長数	女性比率(%)	女性副町村长数	女性比率(%)	女性副町村长数	女性比率(%)	女性自治会長数		女性比率(%)			
			3			19	1	5.3	19	0	0.0	58	0	0.0	50	0	0.0	3,883	71	1.8
20	201	長野市				1	0	0.0	1	0	0.0							476	9	1.9
20	202	松本市				1	0	0.0	2	0	0.0							487	11	2.3
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	1	0.4
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	0	0.0
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	2	2.2
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	0	0.0
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	2	2.9
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	0	0.0
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	1	1.0
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	6	6.1
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	4	1.7
20	218	千曲市				1	0	0.0	0	0								71	0	0.0
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	1	1.5
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	1	1.2
20	303	小海町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	305	南牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
20	307	北相木村										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
20	323	御代田町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	382	辰野町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	383	箕輪町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	384	飯島町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	3	6.5
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
20	386	中川村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	388	宮田村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
20	402	松川町									1	0	0.0	1	0	0.0	72	4	5.6
20	403	高森町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	404	阿南町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	3	5.0
20	407	阿智村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	409	平谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	410	根羽村									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
20	411	下條村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	412	売木村									1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
20	413	天龍村									1	0	0.0	0	0		39	3	7.7
20	414	泰阜村									1	0	0.0	0	0		19	0	0.0
20	415	喬木村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	416	豊丘村									1	0	0.0	1	0	0.0	56	3	5.4
20	417	大鹿村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	3	11.1
20	422	上松町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	423	南木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	425	木祖村									1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
20	429	王滝村									1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
20	430	大桑村									1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
20	432	木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
20	446	麻績村									1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
20	448	生坂村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	450	山形村									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	451	朝日村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
20	452	筑北村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
20	481	池田町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
20	482	松川村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	485	白馬村									1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
20	486	小谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	52	3	5.8
20	521	坂城町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	541	小布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	543	高山村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	561	山ノ内町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	562	木島平村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	563	野沢温泉村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	583	信濃町									1	0	0.0	1	0	0.0	97	5	5.2
20	588	小川村									1	0	0.0	0	0		19	0	0.0
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	602	栄村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
		南箕輪村											0	0	0	0	0										
		中川村											0	0	0	0	0										
		宮田村											0	0	0	0	0										
		松川町											0	0	0	0	0										
		高森町											0	0	0	0	0										
		阿南町											0	0	0	0	0										
		阿智村											0	0	0	0	0										
		平谷村											0	0	0	0	0										
		根羽村											0	0	0	0	0										
		下條村											0	0	0	0	0										
		売木村											0	0	0	0	0										
		天龍村											0	0	0	0	0										
		泰阜村											0	0	0	0	0										
		喬木村											0	0	0	0	0										
		豊丘村											0	0	0	0	0										
		大鹿村											0	0	0	0	0										
		上松町											0	0	0	0	0										
		南木曾町											0	0	0	0	0										
		木祖村											0	0	0	0	0										
		王滝村											0	0	0	0	0										
		大桑村											0	0	0	0	0										
		木曾町											19	14	177	49	27.7	2	0	6	0	0.0					
		麻績村											0	0	0	0	0										
		生坂村											0	0	0	0	0										
		山形村											0	0	0	0	0										
		朝日村											0	0	0	0	0										
		筑北村											0	0	0	0	0										
		池田町											0	0	0	0	0										
		松川村											0	0	0	0	0										
		白馬村											0	0	0	0	0										
		小谷村											0	0	0	0	0										
		坂城町											0	0	0	0	0										
		小布施町											0	0	0	0	0										
		高山村											0	0	0	0	0										
		山ノ内町											0	0	0	0	0										
		木島平村											0	0	0	0	0										
		野沢温泉村											0	0	0	0	0										
		信濃町											0	0	0	0	0										
		小川村											0	0	0	0	0										
		飯綱町											0	0	0	0	0										
		栄村											0	0	0	0	0										

調査時点コード 1 2021年4月1日 2 その他

Main data table with columns for region, municipality, management positions, and career positions, including counts and percentages of female staff.

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	管理職の在職状況																		調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況				調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他														
			うち一般行政職											うち一般行政職									防 災 ・ 危 機 管 理 部 局 職 員 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 管理職 数			うち 女性 数	女性 比 率 (%)												
			管理 職 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理 職 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)											課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)									
			管理 職 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理 職 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)																	
			管理 職 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理 職 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)																	
			管理 職 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理 職 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)																	
管理 職 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理 職 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)																						
20	583	野沢温泉村	5	0	0.0	5	0	0.0							5	0	0.0	5	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	11	1	9.1	11	1	9.1	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1		
20	583	権漕町	12	2	16.7	8	1	12.5							12	2	16.7	8	1	12.5	2	0	0.0	2	0	0.0	27	10	37.0	22	5	22.7	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1		
20	588	小川村	4	0	0.0	4	0	0.0							4	0	0.0	4	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	6	0	0.0	5	0	0.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1		
20	590	飯綱町	20	9	45.0	9	0	0.0							20	9	45.0	9	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	38	8	21.1	32	4	12.5	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1		
20	602	栄村	10	0	0.0	8	0	0.0							10	0	0.0	8	0	0.0							15	3	20.0	14	2	14.3	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1		

調査時点	調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 市 県 村 町 コ コ ロ ド ド 名	市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。		1の合計	56	11	0	29		3			29	29	30	30	33	26
				2の合計	8	45	30	27		53			13	13	12	14	26	14
				3の合計	13		26	0		0			1	1	1	1	3	
				4の合計	0								34	34	34	32	17	34
2021	長野市	1	長野市議員旧姓使用取扱要綱 第2 議員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生ずるもの以外のもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、容易に議員の同一性を確認できるもの (3) 議員の権利義務に係るもので、議員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4) 前号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの	長野市議会	1	1	2	1	長野市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
2020	松本市	2		松本市議会	1	2	2	1	松本市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
2020	上田市	1	上田市職員規程規定 (旧姓の使用) 第17条 職員(余任年度任用職員を除く。以下この条から第22条までにおいて同じ。)は、次に掲げる場合を除く。特例、専ら組織内部での使用にのみ「特例等」とし、これによって戸籍上の氏を改めた後も、当該特例等により変更される議員の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、在任の承認を受けて使用することができるものとする。 1. 法律等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 2. その他旧姓の使用により職務執行上又は事務処理上特種の支障を生じざるおそれがある市長が認める場合 3. 前項の規定により市長の承認を受けた旧姓を使用する職員は、前項各号に定める場合を除き、旧姓を使用しなければならない。 (平27訓令1-平31訓令9-一部改正) (旧姓の使用の申請) 第18条 議員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓及び特例等によって改めた後の戸籍上の氏を証する書状を提出し、旧姓使用申請書(様式第9号)を市長に提出し、取添書に提出しなければならない。 (平27訓令1-平31訓令3-一部改正) (旧姓の使用の承認の通知) 第19条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認書(様式第10号)を市長を通じて当該議員に通知するものとする。 (他の任命権者の旧姓使用承認を受けた者の取扱い) 第20条 市長以外の任命権者から旧姓使用の承認を受けた議員については、当該承認を受けたことを証する書状等の写しを所長を経て総務課長に提出することにより旧姓使用を承認したものとみなし、前条の規定による手続を省略することができる。 (平27訓令1-一部改正) (旧姓使用中止届出書) 第21条 市長の承認を受けて旧姓を使用している議員がその旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第9号)を所長を経て総務課長に提出しなければならない。 (平27訓令1-一部改正) (旧姓の使用等者の責務) 第22条 所長は、所属議員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう務めるものとする。 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって常に市長及び職員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。 3 総務課長は、旧姓を使用する議員の戸籍上の氏、使用する旧姓、旧姓使用承認日、旧姓使用開始日及び旧姓使用停止日その他必要な事項を人事記録として、適切に管理しなければならない。 (平3訓令3-一部改正)	上田市議会	1	2	2	1	上田市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議員は、配偶者の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
2020	上田市																	

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間が、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の明記について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
府	町	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間が、次のうちどれか。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の明記について減額の規定はあるか。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ コ ロ シ ド	村	村																	
20	204	岡谷市	2		岡谷市議会	1	2	2	1	岡谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
20	205	飯田市	1	飯田市議員の出産使用に関する訓令 (旧姓使用の範囲) 第4条 議員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、議員の同一性の増進が容易にできるもの (2) 職務履行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 1. 前記各号に記載されているもの及び別表にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 職場での呼称 (2) 記名 (3) 名刺 (4) 職員録 (5) 名簿 (6) 選挙票 (7) 各種文書における担当氏名 (8) メールアドレス 2. 専ら組織内で使用される文書で、議員の同一性の増進が容易にできるもの (1) 総務文書 (2) 決議文書、供託文書等に係る押印又はサイン (3) 届出書 (4) 事務分指表 (5) 事務引継書 (6) 公営住宅貸付申請書 (7) 物品関係書類 (8) 被控訴文書 (9) 永年勤続表彰等の被表彰者名 (10) 組織内公事に際する書類 3. 議員の権利義務に係る文書等で、議員の同一性の増進が容易にでき、かつ、旧姓使用を前提とする場合のおそれのないもの (1) 職務に専念する義務の免除を受けようとする際に任命権者に提出する書類 (2) 旅行命令書 (3) 管内旅行命令書 (4) 記事申請書 (5) 原則企業等従事許可申請書 (6) 原則企業等従事禁止届 (7) 時間外勤務等命令書 (8) 氏名、住所等変更届 (9) 扶養親族認定申請書 (10) 通勤届 (11) 住居届 (12) 勤務状況報告書 (13) 休職承認票 (14) 当直勤務命令書 (15) 当直勤務交代承認申請書 (16) ボランティア活動計画書 (17) 育児休業関係書類 (18) 週休日勤務・振替休暇命令書(兼休日勤務・代休日指定書) (19) 特殊勤務の状況報告、特殊勤務手当実績表 (20) 支出負担行為決議伝票その他の会計伝票類 4. その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所属長が適当と認める軽易な文書等	飯田市議会	1	2	2	2		1		4	4	4	4	1	1	

都 道 区	市 区	府 市 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めますか。		議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
						問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次うちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、一部の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、一部の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2015年度以前 3. 2016年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他		その他具体例									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2015年度以前 3. 2016年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他		その他具体例									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2015年度以前 3. 2016年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他		その他具体例									
20	206	諏訪市	1	諏訪市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間に使用している文書等(職務執行上又は事務処理上混乱を招くおそれのないもの)において、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 別表 1 職場での呼称 2 名札 3 名刺 4 職員名簿及び配属図 5 出勤整理簿、半次休暇簿、休暇欠勤等承認簿 6 旅行命令書、復命書 7 時間該当勤務命令書、週休日の振替簿 8 職務専念義務免除申請書 9 経営文書、関係文書の記名又は押印 10 支出負担行為決定書及び支出命令書 11 研修申込書、研修命令書、研修報告書 12 事務引継書 13 日報直日誌 14 市内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 15 その他内部文書等で所屬長等が認めるもの	諏訪市議会	1	2	2	1		2										
20	207	須賀市	2		須賀市議会	1	2	2	1		2										
20	208	小諸市	2		小諸市議会	1	2	2	1		2										
20	209	伊那市	3		伊那市議会	1	2	2	1		2										
20	210	駒ヶ根市	2		駒ヶ根市議会	1	2	3	2		2										
20	211	中野市	3		中野市議会	1	2	3	2		2										
20	212	大田市	1	大田市議員の旧姓使用の取扱に関する規程 第1条 この規程は、議員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」とい。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」とい。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	大田市議会	1	2	2	1		2										
20	213	飯山市	4		飯山市議会	3															

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不平等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
20	214	茅野市	茅野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命書の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	茅野市議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	1
20	216	塩尻市	塩尻市職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	塩尻市議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	4	4	4
20	217	佐久市	佐久市職員旧姓使用取扱規程 第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、法曹上特別な効果を生じおそれがないか、職員の同一性の確保が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね表第1に掲げるものとする。	佐久市議会	1	2	2	1		1				1	1	1	1	1	1	2
20	218	千曲市		千曲市議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	1
20	219	東御市	東御市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用する文書、簡易な文書等で、職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	東御市議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	1
20	220	安曇野市	安曇野市職員職務規程 第10条 職員は、改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏名改称のことという。以下同じ。)をした後引き続き改姓前の氏又は住民票の通称欄に記載されている通称(以下これを「旧姓等」という。)を職場での呼称及び文書等に使用することができる。	安曇野市議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	1
20	303	小海町		小海町議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	1
20	304	川上村		川上村議会	2									2	2	2	2	2	2	2
20	305	南牧村		南牧村議会	4									2	4	4	4	4	4	4
20	306	南相木村		南相木村議会	4									2	2	2	2	2	2	2
20	307	北相木村		北相木村議会	4									2	2	2	2	2	2	2
20	309	佐久穂町		佐久穂町議会	2									2	2	2	2	2	2	2

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、次の休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
20321	経井沢町	4		経井沢町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
20323	柳代田町	4		柳代田町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4
20324	立科町	4		立科町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4
20340	青木村	2		青木村議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
20350	長和町	4		長和町議会	3								4	4	4	4	4	4
20361	下諏訪町	1	下諏訪町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、一般職の定数の職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、配偶者、養子縁組その他の事由(以下「帰属事由」という。)によって帰属上の氏を改めたい場合において、帰属事由の発生の前(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務管理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書とは、別表に掲げるものとする。 第4条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請しなければならない。 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て申請職員に通知するものとする。 第6条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止するときは、旧姓使用中止通知書(様式第3号)により所属長を経て町長に届け出なければならない。 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、氏名及び職員等に誤認を生じないように努めなければならない。 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	下諏訪町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	4
20362	富士見町	1	富士見町職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、任命書の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務管理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富士見町議会	3								4	4	4	4	4	4
20363	原村	2		原村議会	3								4	4	4	4	2	4
20363	辰野町	4		辰野町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査								議 員 の 仕 事 と 生 活 の 両 立 の 観 点 か ら の 欠 席 事 由 に つ い て、以 下 の 事 由 に つ い て 1～4 の い ず れ か 一 つ に ○ を つ け て く だ さ い。													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	1. 明記した規定がある	2. 明記した規定はないが、運用上認めている	3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない	4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。											問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。			
兵庫県	三木市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間(産前産後)は、次のうちどれか。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例															
20383	箕輪町	1	箕輪町職員旧姓使用取扱要綱(平成29年9月1日告示第121号の2)	箕輪町議会	1	1	3	2		1															
20384	飯島町	2	南箕輪町職員旧姓使用取扱要綱	飯島町議会	1	2	3	2		2															
20385	南箕輪村	1	第2条 職員は、村長の承認を得て、専ら職員の職で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南箕輪村議会	1	2	3	2		2															
20386	中川村	1	中川村職員旧姓使用取扱要綱 (建替) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁結その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際し、氏を改めたる前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、村長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 村長の承認を受けて、旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿及び総務簿 (2) 名札 (3) 名簿 (4) 母帳簿 (5) 休暇欠勤簿 (6) 時間外勤務命令簿選任日の届替簿・代休指定簿 (7) 出張命令(例)簿 (8) 復命書 (9) 事務引継書 (10) 届出文書 (11) 支出負担行為決議書及び支出命令書 (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で氏名の記載のあるもの (旧姓使用制限) 第4条 第2条の承認を受けた職員は、旧姓使用制限を所長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 条治基 (承認の通知) 第5条 村長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、速やかに当該職員に通知するものとする。 条治基 (中止届) 第6条 村長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用禁止届を所長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 条治基 (管理) 第7条 総務課長は、旧姓使用台帳を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (義務) 第8条 所長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に村長、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	中川村議会	1	2	2	1		中川村議会議決規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会前までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過するまでの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
					問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、2.2015年度以降	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の繰上について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、休職期間の繰上について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1.明記した規定がある 2.明記した規定はないが、運用上認めている 3.明記した規定が無く、運用上認めていない 4.明記した規定が無く、過去に事例が無い									
コ ロ シ ド ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		問4で1.を選択した場合、休職期間の繰上について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	記 者 の 出 産	育 児	家 族 の 看 護	家 族 の 介 護	疾 病	そ 他			
20388	中川村		附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の実施前に選挙等により戸籍上の氏を改めた議員は、この訓令の施行日から起算して60日以内、所屬長を経て総務課長に第4条の旧姓使用届を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。 条 則 附 則(平成23年9月13日訓令第4号) この訓令は、平成23年9月13日から施行する。																		
20389	富田村	4		富田村議会	1	2	3	2					2	2	1	1	1	1	1	1	
20402	松川町	2		松川町議会	1	2	2	1	松川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、記病者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1	3
20403	高森町	4		高森町議会	3								4	4	4	4	4	4	4	4	
20404	河内町	4		河内町議会	1	2	3	2					2	2	2	2	2	2	2	2	
20405	河野村	2		河野村議会	1	2	3	2					4	4	4	4	4	4	4	4	
20406	玉巻村	2		玉巻村議会	2								4	4	4	4	4	4	4	4	
20410	櫻羽村	4		櫻羽村議会	2								4	4	4	4	4	1	4		
20411	下條村	4		下條村議会	2								4	4	4	4	4	4	4	4	
20412	売木村	3		売木村議会	1	2	3	2					4	4	4	4	4	2	4		
20413	天龍村	3		天龍村議会	1	1	3	2					4	4	4	4	4	4	4	4	
20414	森島村	3		森島村議会	2								4	4	4	4	4	2	4		
20415	熊木村	2		熊木村議会	1	2	3	2					4	4	4	4	4	2	2		
20416	豊丘村	4		豊丘村議会	3								4	4	4	4	4	2	4		
20417	大鹿村	4		大鹿村議会	2								2	2	2	2	2	2	2	2	
20422	上松町	4		上松町議会	1	1	2	1					2			1	1	1	1	1	
20423	南木曾町	4		南木曾町議会	1	1	3	2					2			4	4	4	4	4	
20426	木祖村	4		木祖村議会	1	2	2	1					2			1	1	1	1	1	
20429	玉滝村	2		玉滝村議会	1	2	2	1					2			1	1	1	1	1	
20430	大桑村	4		大桑村議会	1	2	2	1					2			1	1	1	1	4	
20432	木曾町	4		木曾町議会	1	2	3	2					2			3	3	3	3	3	
20448	藤原村	4		藤原村議会	3										1	1	1	1	1	4	
20448	生坂村	4		生坂村議会	3										4	4	4	4	4	4	

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
20450	山形村	2		山形村議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	2	4	
20451	朝日村	4		朝日村議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	
20452	張北村	4		張北村議会	2									2	2	2	2	2	2	
20481	池田町	3		池田町議会	1	1	3	2		2				4	4	4	4	2	1	
20482	松川村	4		松川村議会	3									4	4	4	4	4	4	
20483	白馬村	2		白馬村議会	1	1	3	2		2				4	4	4	4	4	4	
20488	小谷村	2		小谷村議会	3									4	4	4	4	4	4	
20521	坂城町	1	坂城町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨)第1 この規定は、町長又は町教育委員会の事務所に勤務する一般職の職員(臨時その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻前の戸籍上の氏を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	坂城町議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	2	4	
20541	小布施町	2		小布施町議会	1	2	2	1		2				2	2	2	2	2	2	
20548	高山村	4		高山村議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1	
20561	山ノ内町	1	山ノ内町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を確保するため、職員が、婚姻、喪事、結婚その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法(昭和三十五年法律第101号)第5条第2項に規定する一時期に關する職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。) (発効) 第3条 職員は、町長の承認を経て、専ら職員の間で使用している文書等(議決執行又は事務処理に關する書類や議決を採択おそれのないもの)において、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、関係に關するものとする。 (旧姓使用の手順) 第5条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員(以下「申請職員」という。))は、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請しなければならない。 (承認の通知) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て申請職員に通知するものとする。 (中止の届出)	山ノ内町議会	1	1	3	2		2					2	2	2	2	2	2

都 道 府 県 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
20	561	山ノ内町		7条 前条の規定により市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中(様式第9号)により、所属長を経営者に届けなければならない。 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に町民及び職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に關し必要な事項は、別に定める。 附 則 この告示は、平成20年8月1日から施行する。 別表(第4条関係) 1 職場の呼称 2 名札 3 名刺 4 職員名簿、配置図 5 出勤簿、休暇図 6 旅行命令(依頼)簿、復命書 7 時間外及び休日勤務命令簿 8 職務専念義務免除申請書 9 届出申請書 10 起案文書 11 実行協議 12 事務連絡書 13 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 14 その他内部文書、押印等で町長が認めるもの															
20	562	木島平村	4	木島平村議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	4	
20	563	野沢温泉村	4	野沢温泉村議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	
20	583	信濃町	2	信濃町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	2	2	4	
20	588	小川村	4	小川村議会	3								2	2	2	2	2	3	
20	590	飯綱町	4	飯綱町議会	1	2	2	1		飯綱町議会会議規則 第1章総則(欠席の届け出) 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
20	802	栄村	4	栄村議会	3								4	4	4	4	2	2	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都道府県市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	
長野県	1	1	5	0	0	0	2	1						2
長野市	1	4	26	0	0	0	29	14						67
松本市	0	1	46	0	0	5	46	1						8
上田市	75	71	0	0	0	0	0	61						2
岡谷市	4	4	3				3	2						2
20201 長野市	4	4	3				3	2						2
20202 松本市	2	2	3				3	2						2
20203 上田市	4	4	3				3	4						2
20204 岡谷市	4	4	1			3		2						2
20205 飯田市	4	4	1			3		1		飯田市議会先例集(令和3年1月18日 議会運営委員会決定) 第7節 議員の旧姓及び通称の使用 (1)議員の氏名は、原則として本名を用いる。ただし、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合は、選挙への届出により、その任期中、本名に代えて変更前の氏(旧姓)を使用することができる。				2
20206 諏訪市	4	4	3				3	4						2
20207 須坂市	4	4	3				3	4						1
20208 小諸市	4	4	3				3	4						2
20209 伊那市	4	4	3				3	4						2
20210 駒ヶ根市	4	4	2				2	4						2
20211 中野市	4	2	1			3		4						2
20212 大町市	4	4	3				3	4						2
20213 飯山市	4	4	3				3	4						2
20214 茅野市	4	4	3				3	4						2
20215 塩尻市	4	4	3				3	4						1
20216 塩尻市	4	4	3				3	2						3
20217 埴久市	4	4	3				3	2						2
20218 千曲市	4	4	3				3	2						2
20219 箕田市	4	4	2				2	4						2
20220 安曇野市	1	1	2				2	4						2
20303 小海町	4	4	2				2	4						2
20304 川上村	4	4	2				2	4						2
20305 南牧村	4	4	3				3	4						2
20306 青木村	4	4	3				3	4						2
20307 北栢木村	4	4	3				3	4						2
20308 青木村	4	4	2				2	2						3
20309 埴久穂町	4	4	3				3	2						2
20310 榑林町	4	4	2				2	4						2
20323 前代田町	4	4	3				3	4						2
20324 立科町	4	4	3				3	4						2
20340 青木村	4	2	3				3	4						2
20350 長和町	4	2	3				3	4						2
20361 下諏訪町	4	4	3				3	2						2
20362 富士見町	4	4	3				3	4						2
20363 原村	4	4	1			3		4						2
20364 長野市	4	4	3				3	4						2
20365 須坂市	4	4	1			3		2						2
20366 飯山市	4	4	3				3	4						2
20367 青木村	4	4	3				3	4						2
20388 中川村	4	4	3				3	2						2
20389 宮田村	4	4	3				3	4						2
20402 松川町	4	4	2				2	4						3
20403 高森町	4	4	3				3	4						2
20404 阿南町	4	4	3				3	4						2
20407 阿智村	4	4	2				2	4						2
20409 平谷村	4	4	2				2	4						2
20410 横羽村	4	4	2				2	4						2
20411 千代田村	4	4	3				3	4						3
20412 売木村	4	4	2				2	4						2
20413 天龍村	4	4	2				2	3						2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、選称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組は、次のとおりである。 す2. 議員のハラスメント防止に関する取組は、次のとおりである。 に3. 議員のハラスメント防止に関する取組は、次のとおりである。 4. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事柄も判断したことはない。				1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。			
20	414	桑串村	4	4	2							2	4		2	
20	415	高木村	4	4	2							2	4		2	
20	416	豊丘村	4	4	3							3	4		2	
20	417	大庭村	4	4	2							2	4		2	
20	422	上松町	4	4	3							3	4		2	
20	423	南木曾町	4	4	3							3	4		2	
20	425	木祖村	4	4	3							2	4		2	
20	429	玉滝村	4	4	3							3	4		2	
20	430	大桑村	4	3	3							3	4		2	
20	432	木曾町	4	4	3							3	4		2	
20	440	御蔵村	4	4	2							2	4		2	
20	448	生坂村	4	4	3							3	4		2	
20	450	山形村	4	4	2							2	2		2	
20	451	朝日村	4	4	2							2	4		3	
20	452	筑北村	4	4	2							2	4		2	
20	481	池田町	4	4	2							2	4		3	
20	482	松川村	4	4	3							3	4		2	
20	483	白馬村	4	4	2							2	2		2	
20	489	小谷村	4	4	3							3	4		2	
20	521	稲城町	4	4	2							2	4		2	
20	541	小布施町	4	4	3							3	4		2	
20	543	高山村	4	4	3							3	4		2	
20	561	山ノ内町	4	4	2							2	2		2	
20	562	木島平村	4	4	2							2	4		2	
20	583	野沢温泉村	4	4	3							3	4		2	
20	583	常盤町	4	4	3							3	2		3	
20	588	小川村	4	4	3							3	4		2	
20	590	坂綱町	4	4	3							2	4		2	
20	603	桑村	4	4	2							3	4		3	